

ラクサス・テクノロジーズ 株式会社 定款

定 款

第 1 章 総則

第 1 条 (商号)

当社はラクサス・テクノロジーズ株式会社と称し、
英文では Laxus Technologies Inc. とする。

第 2 条 (目的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 物品のレンタル及び仲介
- (2) 古物の売買
- (3) 物品の企画・制作・販売
- (4) 物品の保管、メンテナンス
- (5) 割賦販売やリース等のファイナンスサービスの提供
- (6) インターネットを利用した各種情報システム等の設計、開発、運用及びこれらのコンサルティング業務並びに賃貸業
- (7) インターネットのホームページの企画立案
- (8) グラフィックデザイン業
- (9) 広告業
- (10) 広告代理業
- (11) 各種通信販売
- (12) 有価証券の売買
- (13) 有価証券の売買における助言
- (14) 有料職業紹介事業
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 前各号の関係事業等に対する投資
- (17) 前各号の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
- (18) 前各号の事業のフランチャイズシステムの企画、運営並びにフランチャイズシステム上の経営等に関するコンサルティング業務。
- (19) その他前各号に附帯する一切の業務

第 3 条 (所在地)

当社は、本店を広島県広島市に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第5条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、76,443,132株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 12 条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使すること

ができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 18 条（総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、8 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任方法）

取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第 27 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

第 29 条（取締役の責任減免）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときには、金 100 万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 30 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 31 条 (監査役の選任方法)

監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により行う。

第 32 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第 33 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 34 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 35 条 (監査役会の決議方法)

監査役会決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 36 条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

第 37 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 38 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 39 条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときには、金 100 万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 40 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 41 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 42 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 43 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 44 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 45 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする
3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 46 条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとき

は、当会社はその支払義務を免れる。